

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契 約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>喫緊の課題である介護人材対策の一環として、外国人介護人材の確保を推進するため、県内介護施設への就労（特定技能 1 号）及び介護福祉士養成施設への留学を希望する人材（以下「候補者」という。）と、県内介護施設及び介護福祉士養成施設（以下「県内介護施設等」という。）とのマッチングに対する支援を行う。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業は、介護の現場の実態や業務内容に精通していることのほか、外国人介護人材の受入れ体制の構築に係る知識や経験が必要である。また、県内介護施設等の情報を熟知し、円滑な情報収集及び情報提供が可能でなければならない。</p> <p>以上のことから、経費面での比較を前提とする競争入札には適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>(1) 一般社団法人岐阜県老人福祉施設協議会・岐阜県老人保健施設協会は、県内の老人福祉施設及び老人保健施設の代表者によって構成されている団体であり、県内各地域の構成員を通じて各地域の現況を把握することにより、県内全域の介護施設等に対して事業を展開することができる。</p> <p>(2) 介護の現場の実態や業務内容に精通している。</p> <p>(3) 外国人介護人材の受入れの知識や経験のある者が在籍している。</p> <p>(4) 県との緊密な連携のもと、老人福祉施設及び老人保健施設の代表者等との調整役として役割を果たすのにふさわしい団体である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。